

## 伊豆の国市企業立地事業費補助金交付要綱

全部改正 平成30年3月30日告示第62号  
改 正 令和3年8月30日告示第151号  
改 正 令和6年3月25日告示第40号  
改 正 令和7年3月28日告示第57号  
改 正 令和7年12月26日告示第163号

### 第1 趣旨

市長は、企業誘致を促進し、地域の産業の高度化及び経済の活性化を図るため、市の施策に沿った企業立地事業を行う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆の国市補助金等交付規則（平成17年伊豆の国市規則第33号）及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

(1) この要綱において「企業立地事業」とは、民間の企業若しくは組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下これらを「企業等」という。）が、市内で工場等を設置する事業をいう。

(2) この要綱において「工場等」とは、次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）に定める日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）の大分類Eに掲げる製造業の用に供する施設又は施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理して、これを栽培することをいう。以下同じ。）（産業分類の小分類番号011の耕種農業に係る施設園芸に限る。以下同じ。）の用に供する施設のうち、当該施設園芸に係る生育条件及び生育のモニタリングを基礎として、高度な生育条件の調節及び生育の予測を行うことにより、年間を通じて計画的に農作物を生産することができる施設（以下これらを「工場」という。）

イ 産業分類の小分類番号711の自然科学研究所又はアに規定する製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設（以下これらを「研究所」という。）

ウ 産業分類の中分類番号44の道路貨物運送業若しくは中分類番号47の倉庫業若しくは小分類番号484のこん包業の用に供する施設（流通加工等（流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。）並びに物資の保管及び在庫管理を行うことをいう。以下同じ。）を行うものに限る。）又はアに規定する製造業若しくは大分類Iに掲げる卸売業、小売業の分類に係る施設であって別に市長が定めるものを除く施設（流通加工等を行うものに限る。）（以下これらを「物流施設」という。）

エ 地域経済の活性化に資するものと市長が特に認める施設

(3) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する工場等の新設又は増設をいう。

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 企業等が、工場等の建物の新築又は機械設備の購入及び業務の開始をすること。

(イ) 企業等が、その親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）、その子会社（同条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又はその関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第21号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）と共同して工場等の建物の新築又は機械設備の購入及び業務の開始をすること。

イ 当該事業に係る工場等の建物の新築又は機械設備の購入をした企業等（ア(イ)に該当する場合にあってはそのうちいずれか1以上の企業等）が、用地に係る権原の取得（以下「用地の取得」という。）をすること。

ウ 造成済の用地の取得をした場合にあっては取得後3年以内に、未造成の用地の取得をした場合にあっては取得後5年以内に業務を開始すること。ただし、市長が別に定める場合はこの限りでない。

エ 取得する用地の面積が、1,000平方メートル以上であること（研究所を除く。）。

オ 当該事業に係る事業所の特定企業等（当該企業並びにその親会社、その子会社及びその関連会社をいう。以下同じ。）の従業員の数（県内に住所を有する従業員（パートタイマーを除く。）にあっては100分の100の換算率により換算した数とし、県内に住所を有する従業員（パートタイマーに限る。）にあっては100分の50の換算率により換算した数とする。以下同じ。）が、業務を開始する時に10人以上であること（研究所を除く。）。

カ 既に県内に事業所がある特定企業等については、次のいずれかに該当すること。

(ア) 業務の開始に伴い、県内における従業員の数が1人以上増加すること。

(イ) 工場又は物流施設の業務の開始に伴い、県内における従業員の数が、0人以上1人未満増加し、かつ、市長が別に定めるところにより算出した県内の全事業所における生産性が10パーセント以上向上すること。

キ 物流施設については、別表第1に掲げる設備のうち、2以上の種類の設備を新たに有することとなること。

ク 研究所については、研究員の人数が業務を開始する時に5人以上であること。

ケ 研究所については、専ら開発又は研究の業務に使用する床面積が200平方メートル以上であること。

コ 既に地域産業立地事業費補助金交付要綱（平成8年11月15日付け技第469号静岡県

商工労働部長通知)に基づく補助金を交付された市町から補助を受けた企業等及び指定都市内における地域産業立地事業費補助金交付要綱(平成17年静岡県告示第1149号)に基づく補助金の交付を受けた企業等が行う工場等の新設又は増設の場合にあっては、当該事業に係る設備投資に要する経費(用地取得費、造成工事費及び安全対策費(新規産業立地事業費補助金交付要綱(平成15年静岡県告示第317号)第3(1)ウの本文の経費)を除く。)が、工場又は物流施設にあっては5億円以上、研究所にあっては1億円以上であること。

(4) この要綱において「研究員」とは、当該研究所において専ら開発又は研究の業務に従事する者で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第3項又は第4項の博士の学位を有する者

イ 学校教育法第104条第3項の修士の学位又は文部科学大臣の定める学位を有する者で、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が1年以上のもの

ウ 学校教育法第104条第1項の学士の学位又は同条第2項の文部科学大臣の定める学位のうち専門職大学を卒業した者に授与する学位を有する者で、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が3年以上のもの

エ 学校教育法第108条第2項に規定する短期大学、同条第4項の専門職短期大学若しくは同法第1条に規定する高等専門学校を卒業し、又は同法第83条の2第1項の専門職大学の前期課程若しくは同法第124条に規定する専修学校の専門課程を修了した者で、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が5年以上のもの

オ 学校教育法第1条に規定する高等学校を卒業した者で、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が7年以上のもの

(5) この要綱において「ふじのくにフロンティア推進区域」とは、ふじのくにフロンティア推進設置要綱(平成26年4月1日付け政地第196号静岡県企画広報部長通知)に基づき、県知事の指定を受けた区域をいう。

### 第3 補助の対象、補助基準額及び補助額

(1) ふじのくにフロンティア推進区域内の用地を取得した場合

ア 次の表に掲げるとおりとする。ただし、他の法令等により既に国、県等の補助の対象となった経費を除く。

補助の対象	補助基準額	補助額
-------	-------	-----

1 用地の取得に要する経費	左欄に掲げる経費に10分の3（別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所（以下これらを「別表第2に掲げる施設等」という。）を設置する場合については10分の4）を乗じて得た額	左欄の1及び2を合算した額とし、3億円（別表第2別表第2に掲げる施設等については4億円）を限度とする。ただし、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
2 従業員の新規雇用に要する経費	別に定める新規雇用者数に100万円を乗じて得た額	

イ アの規定にかかわらず、地域産業立地事業費補助金交付要綱（平成8年11月15日付け技第469号静岡県商工労働部長通知）及び指定都市内における地域産業立地事業費補助金交付要綱（平成17年静岡県告示第1149号）の補助対象とならない企業立地事業については、アの表に掲げる補助基準額により算出された額の2分の1の額を補助基準額とし、1億5千万円（別表第2に掲げる施設等については2億円）を補助額の限度とする。

## (2) (1)に該当しない場合

ア 次の表に掲げるとおりとする。ただし、他の法令等により既に国、県等の補助の対象となった経費を除く。

補助の対象	補助基準額	補助額
1 用地の取得に要する経費	左欄に掲げる経費に10分の2（別表第2に掲げる施設等を設置する場合については10分の3）を乗じて得た額	左欄の1及び2を合算した額とし、2億円（別表第2別表第2に掲げる施設等については3億円）を限度とする。ただし、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
2 従業員の新規雇用に要する経費	別に定める新規雇用者数に100万円を乗じて得た額	

イ アの規定にかかわらず、地域産業立地事業費補助金交付要綱（平成8年11月15日付け技第469号静岡県商工労働部長通知）及び指定都市内における地域産業立地事業費補助金交付要綱（平成17年静岡県告示第1149号）の補助対象とならない企業立地事業に

については、アの表に掲げる補助基準額により算出された額の2分の1の額を補助基準額とし、1億円（別表第2に掲げる施設等については1億5千万円）を補助額の限度とする。

#### 第4 着手届

- (1) 提出書類 1部

企業立地事業着手届（様式第1号）

- (2) 提出期限

用地取得日又は事業着手日のいずれか早い日の前日まで

#### 第5 事前協議

- (1) 提出書類 各1部

ア 企業立地事業事前協議書（様式第2号）

イ 事前協議概要調書（様式第3号）

- (2) 提出期限

業務を開始する日の属する年度の前年度の7月末日まで

#### 第6 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第4号）

イ 企業等概要調書（様式第5号）

ウ 事業計画書（様式第6号）

エ 収支予算書（様式第7号）

オ 法人の登記事項証明書

カ 事業計画を証する図面（位置図、配置図、設計図）

キ 直近の市税の納税証明書

ク その他市長が必要と認める書類

- (2) 提出期限

業務を開始する日又は業務を開始する日の属する年度の2月末日のいずれか早い日まで

#### 第7 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更（事業量の20%以下の変更を除く。）しようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20%以下の変更を除く。）をしよ

うとする場合

- ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長が別に定める期間内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて前号に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納入させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならぬこと。
- (7) 第2(3)才に規定する業務を開始するときの従業員の数及び第2(3)クに規定する業務を開始するときの研究員の人数並びに第2(3)カに規定する業務を開始するときに増加した従業員の数を、補助金の交付を受けた年度終了後3年間維持しなければならないこと。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。
- (8) 伊豆の国市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 納期の到来した市税に未納がないこと。

## 第8 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第8号）
- イ 変更事業計画書（様式第6号）
- ウ 変更収支予算書（様式第7号）

## 第10 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
- ア 実績報告書（様式第9号）
- イ 事業実績書（様式第6号）
- ウ 収支決算書（様式第7号）
- エ 設備の設置状況（様式第10号）（物流施設の場合に限る。）
- オ 研究員名簿（様式第11号）（研究所の場合に限る。）

- カ 土地登記事項証明書の写し
- キ 売買契約書その他の土地を使用する権原を取得したことを証する書面の写し
- ク 公共職業安定所が作成した事業者台帳異動状況照会の写し
- ケ その他参考となる書類

(2) 提出期限

業務を開始した日から起算して30日を経過した日（第7(1)ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで。ただし、市長が別に日を指定したときは、その日までとする。

**第10 補助金の額の確定**

市長は、第9に規定する実績報告を受けたときは、その内容を精査し、交付すべき補助金の額を確定して、補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

**第11 請求の手続き**

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第12号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

**第12 補則**

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

**附 則**（令和3年8月30日告示第151号）

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

**附 則**（令和6年3月25日告示第40号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

**附 則**（令和7年12月26日告示第163号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第2(2)ア及びウの改正規定、第2(3)ア(ア)の改正規定、第2(3)ア(イ)の改正規定（「第2条第3項第18号」を「第2条第3項第21号」に改める部分に限る。）並びに第2(5)の改正規定並びに様式第1号から様式第3号までの改正規定、様式第5号の改正規定、様式第7号の改正規定、様式第8号の改正規定並びに様式第10号の改正規定は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の告示の規定は、令和8年1月1日以降に用地を取得（賃貸借を含む。以下同

じ。)し、又は事業に着手した工場等の新設及び増設について適用し、同日前に用地を取得し、又は事業に着手した工場等の新設及び造設については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 4 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表第1（第2(3)キ関係）

種類	設備
物資の仕分け及び搬送の自動化等荷捌きの合理化を図るための設備	1 自動仕分装置（自動制御又は遠隔制御により物資を仕分けるものに限る。） 2 自動搬送装置（自動制御又は遠隔制御により物資を搬送するものに限る。） 3 自動化保管装置（遠隔制御により貨物の出し入れを行うものに限る。） 4 垂直型連続運搬装置（2以上の階に貨物を運搬するものに限る。） 5 電動式密集棚装置（遠隔制御により保管棚の移動を行うものに限る。） 6 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき施設内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。） 7 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置（自動検量機構を有するものに限る。）
物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム	データ交換システム（取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）
流通加工の用に供する設備	流通加工の用に供する設備

別表第2（第3関係）

区分	対象施設
製造業（次に掲げる業種に係るものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 食料品製造業</li> <li>(2) 清涼飲料製造業</li> <li>(3) 酒類製造業</li> <li>(4) 茶・コーヒー製造業</li> <li>(5) 医薬品製造業</li> <li>(6) 医療用機械器具・医療用品製造業</li> <li>(7) X線装置製造業</li> <li>(8) 医療用電子応用装置製造業</li> <li>(9) 医療用計測機器製造業</li> </ul>	工場（主として左欄に掲げる製造業の用に供する工場に限る。）
1 製造業（次に掲げる業種に係るものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 化学繊維製造業</li> <li>(2) 炭素繊維製造業</li> <li>(3) 化学工業（化学肥料製造業、塩製造業、医薬品製造業を除く。）</li> <li>(4) プラスチック製品製造業</li> <li>(5) ゴム製品製造業（医療・衛生用ゴム製品製造業を除く。）</li> <li>(6) 窯業・土石製品製造業</li> <li>(7) 鉄鋼業</li> <li>(8) 非鉄金属製造業</li> <li>(9) 金属製品製造業</li> <li>(10) はん用機械器具製造業</li> <li>(11) 生産用機械器具製造業</li> <li>(12) 業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造業、武器製造業を除く。）</li> <li>(13) 電子部品・デバイス・電子回路製造業</li> <li>(14) 電気機械器具製造業（医療用電子応用装置製造業、医療用計測機器製造業を除く。）</li> <li>(15) 情報通信機械器具製造業</li> <li>(16) 輸送用機械器具製造業（鉄道車両・同部品製造業を除く。）</li> <li>(17) その他の製造業</li> </ul>	工場（主として左欄に掲げる製造業の用に供する工場であって、市長が別に定めるものに限る。）
2 製造業（1に掲げる業種に係るものに限る。）	
3 耕種農業	

備考 区分の欄に掲げる業種区分は、産業分類に掲げる業種をいう。

様式第1号（用紙　日本産業規格A4縦型）

企業立地事業着手届

年　月　日

伊豆の国市長 宛

所 在 地  
名 称  
代表者名  
電話番号  
責任者 職・氏名  
作成者 職・氏名

年度において、企業立地事業を実施したいので、下記のとおり事業の着手を届出ます。

記

1 企業概要

項目	内容
企業等の名称	
業種（日本標準産業分類：中分類）	
事業内容	
本社所在地	
本社以外の事業所	
過去の補助金交付実績	

2 新事業所の概要

項目	内容	
設置場所		
用途	工場・物流施設・研究所・その他（ ）	
業種（日本標準産業分類：中分類）		
事業内容 (設置に至る経緯)	(拠点増や移設など設置に至る経緯や新事業所での事業内容を記載すること)	
資産の 取得形態	土地	購入・賃借・その他（ ）／造成地・未造成地
	建物	新築・増築・中古施設等の取得
設備投資 予定額	土地	円（取得面積 m <sup>2</sup> ）
	建物	円（延床面積 m <sup>2</sup> 、○○造○○建）
	機械	円（主な導入予定機械 ）
設置日程 (予定)	用地取得日	年 月 日
	事業着手日	年 月 日
	業務開始日	年 月 日
予定従業員数	人（うち新規雇用予定者数 人）	

3 添付書類

会社案内、取得予定地の位置図、事業スケジュール

様式第2号（用紙　日本産業規格A4縦型）

企業立地事業事前協議書

年　　月　　日

伊豆の国市長　宛

所 在 地

名 称

代表者名

電話番号

責任者　職・氏名

作成者　職・氏名

年度において、企業立地事業を実施したいので、関係書類を添えて事前協議します。

1 交付申請予定額　　合 計　　円

　　(内訳) 用地取得　　円

　　新規雇用　　円

2 事 業 の 目 的

様式第3号（用紙　日本産業規格A4縦型）

事前協議概要調書

年　月　日

伊豆の国市長 宛

所 在 地  
名 称  
代表者名  
電話番号  
責任者 職・氏名  
作成者 職・氏名

1 企業等の名称（子会社等が業務を行う場合は、業務を行う企業名）

2 代 表 者

3 企業等の沿革 会社設立 年 月

4 資本（出資）金 千円

5 従業員数 人

6 業 種

業種名（日本標準産業分類表による）

主要製品、研究内容又は取扱品目

主要取引先又は荷主等

7 本社所在地

8 本社以外の事業所名（所在地）

9 過去の補助金交付実績

（地域産業立地事業費補助金を交付された市町からの補助又は指定都市内における地域産業立地事業費補助金の交付を受けた実績がある企業等のみ記入）

交付年度

補助金額

交付対象事業所名

10 最近3期の業績（3期分の決算書を添付する場合は記入不要です）

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

区分	年月	年月	年月	区分	年月	年月	年月
流動資産				流動負債			
固定資産				固定負債			
建物構築物				社債等			
設備資産額				長期借入金			
土地				引当金等			
建設仮勘定				資本合計			
無形資産				資本金			
投資等				法定準備金			
繰延資産				剰余金			

(2) 損益計算書

(単位：千円)

区分	年月	年月	年月
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
税引後当期利益			
期中平均従業員数			

11 新施設の計画状況

(1) 施設

区分	面積(m <sup>2</sup> )	投資金額(百万円)
土地		
建物		
設備		
合計		

(注)

賃貸借による経費は、投資金額に含まないでください。

(2) 設置日程

用地取得(予定)日	年	月	日
事業着手(予定)日	年	月	日
着工(予定)日	年	月	日
完成(予定)日	年	月	日
業務開始(予定)日	年	月	日

(注)

・用地取得(予定)日は、用地の売買又は賃貸借の契約締結日(又は予定日)を記入してください。

・事業着手(予定)日は、当該事業に係る工事請負契約日、建物若しくは機械設備の売買契約日又は建物若しくは機械設備の賃貸借契約日のうち最も早い日(又は予定日)を記入してください。

・業務開始(予定)日は、補助金対象物の支払がすべて終了する日(手形の場合は決済日)を記入してください。

(3) 資産の取得形態（該当するものに○をしてください）

- ・土 地： 購 入 リース 自社有地
- ・建 物： 購 入 リース 既 設
- ・機械設備： 購 入 リース

(4) 施設の設置場所

(5) 設置に至る経緯及び工場の事業内容

(6) 操業時の雇用計画

(単位：人)

		正従業員	パート
当該事業所	現 在		
	操業時		
県内全事業所	現 在		
	操業時		

(7) 設置する工場の操業後の売上高及び雇用計画（見込み） (単位：千円、人)

区分	年 月 期	年 月 期	年 月 期
売 上 高			
雇用人数			

(8) 県内全事業所の雇用計画及び生産計画（見込み）

区分	正従業員 (人)	パート (人)	生産品目	1 生産量（／月）
				2 生産額（百万円／月）
現在				
操業 1 年後				
操業 2 年後				
操業 3 年後				

(注) (6) の県内全事業所で、現在と操業時の従業員の数（正従業員の数とパートの数との合計数（パートは、1／2 換算とする。）を比較し、後者から前者を減じた数が0人以上1人未満の場合のみ記入すること。

(9) 工場等の設置により地域に及ぼす社会的波及効果

(10) ふじのくにフロンティア推進区域の状況（該当する場合のみ記載）

ア 工場を設置するふじのくにフロンティア推進区域

イ ふじのくにフロンティア推進区域内で実施する事業の内容

※ 親会社及び子会社等により事業を実施する場合は、1～10の項目については、企業ごとに作成すること。

様式第4号（用紙　日本産業規格A4縦型）

企業立地事業費補助金交付申請書

年　　月　　日

伊豆の国市長　宛

所 在 地

名 称

代表者名

電話番号

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

年度において、企業立地事業を実施したいので、補助金を交付されるよう  
関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 対象事業内容

様式第5号（用紙　日本産業規格A4縦型）

企　業　等　概　要　調　書

1 企業等の名称

2 代　表　者

3 企業等の沿革

4 資本金(資金)

5 雇用者数

6 業　　種

主要製品、研究内容又は取扱品目

主要取引先 又は荷主等

7 本社所在地

8 工場等所在地

9 担当者名（連絡先）

## 10 最近3期の業績

貸借対照表（百万円）

	年月	年月	年月		年月	年月	年月
流動資産				流動負債			
固定資産				固定負債			
土地建物				社債等			
設備資産				長期借入金			
建物仮勘定				引当金等			
無形資産				資本金			
投資等				法定準備金			
				剰余金			

損益計算書（百万円）

	年月	年月	年月
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
内研究開発費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
税引後当期利益			

財務指標

	年月	年月	年月
流動比率			
固定比率			
自己資本比率			
売上高営業利益率			
売上高経常利益率			
有利子負債率			

## 11 施設の状況

		本 社				
土 地		m <sup>2</sup>				
建 物	工 場					
	研究所					
	物流施設					
	事務所					
	その他 計					

※子会社又は関連会社が業務を開始する場合は、当該子会社又は関連会社についても作成すること。

様式第6号（用紙　日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 工場等の名称

2 設置場所

3 計画概要

4 設置（予定）日

用 地 取 得 日	年 月 日
事業着手（予定）日	年 月 日
着工（予定）日	年 月 日
完成（予定）日	年 月 日
業務開始（予定）日	年 月 日

(注) 事業着手日は、当該事業に係る工事請負契約日、建物若しくは機械設備の売買契約日又は賃貸借契約日のうち最も早い日を記入すること。

5 従業員雇用計画（実績）

	特定企業等の 県内全事業所		特定企業等の 当該事業所	
	正従業員	パート	正従業員	パート
前1年間の平均	人	人	人	人
業務開始（予定）日の 属する月末	人	人	人	人

(注)

- (1) 雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者（平成29年1月1日前にあっては、改正前の雇用保険法の高年齢継続被保険者及び65歳に達した日以後に雇用された者。以下同じ。）であって、県内居住者の人数を記入すること。
- (2) 前1年間の平均は、用地取得日の属する月の前月から起算して前1年間の人数の平均を記入すること。

## 6 雇用及び生産計画

	特定企業等の県内全事業所			
	正従業員 (人)	パート タイマー (人)	生産品目	1 生産量（ /月） 2 生産額（百万円/月） (該当する番号を○で囲むこと)
前 1 年間の平均				
後 1 年間の平均				
後 2 年間の平均				
後 3 年間の平均				

(注)

- 1 第2(3)カ(イ)に該当する場合にのみ記入すること。
- 2 雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者であって、県内居住者の人数を記入すること。
- 3 前1年間の平均は、用地取得日の属する月の前月から起算して前1年間の平均を記入すること。
- 4 後1年間の平均は、業務開始日の属する月から12か月目までの1年間の平均を記入すること。
- 5 後2年目の平均は、13か月目から24か月目までの1年間の平均を記入すること。
- 6 後3年目の平均は、25か月目から36か月目までの1年間の平均を記入すること。
- 7 生産品目は、特定企業等の県内全事業所で生産される主な品目を記入すること。

7 投資計画（実績）

			金額
	土地	m <sup>2</sup>	円
建 物	事業用	m <sup>2</sup>	
	その他	m <sup>2</sup>	
	計	m <sup>2</sup>	円
そ の 他	(機械設備等)		円
	(その他)		円
	計		円
合計			円

8 資金調達計画（実績）

		金額	摘要
自己資金		円	
借入金		円	
	計	円	
補助金等		円	
合計		円	

9 工場等の設置により伊豆の国市に及ぼす社会的波及効果

10 ふじのくにフロンティア推進区域の状況（該当する場合のみ記載）

(1) 工場を設置するふじのくにフロンティア推進区域

(2) ふじのくにフロンティア推進区域内で実施する事業の内容

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		算 出 基 礎
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

様式第8号（用紙　日本産業規格A4縦型）

企業立地事業計画変更承認申請書

年　　月　　日

伊豆の国市長　宛

所 在 地

名 称

代表者名

電話番号

責任者　職・氏名

作成者　職・氏名

年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付の決定を受けた企  
業立地事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添  
えて申請します。

記

1　計画変更の理由

2　変更の内容

様式第9号（用紙　日本産業規格A4縦型）

企業立地事業実績報告書

年　　月　　日

伊豆の国市長　宛

所 在 地

名 称

代表者名

電話番号

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

年　　月　　日付け 第　　号により補助金の交付の決定を受けた企  
業立地事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第10号（用紙　日本産業規格A4縦型）

設備の設置状況

種類	設備	設置場所	台数	用途及び処理能力
1				
2				
3				
4				
5				
6				

(注) 種類及び設備の欄には、別表第1に掲げる種類及び設備の名称を記入すること。

## 様式第11号（用紙　日本産業規格A4縦型）

## 研 究 員 名 簿

区分 No	氏名 生年月日	雇入年月日	住 所 最 終 学 歴	従事する 業務の内容	経験 年数
1	． ．	． ．	． ．	． ．	． ．
2	． ．	． ．	． ．	． ．	． ．
3	． ．	． ．	． ．	． ．	． ．
4	． ．	． ．	． ．	． ．	． ．
5	． ．	． ．	． ．	． ．	． ．
6	． ．	． ．	． ．	． ．	． ．
7	． ．	． ．	． ．	． ．	． ．
8	． ．	． ．	． ．	． ．	． ．
9	． ．	． ．	． ．	． ．	． ．
10	． ．	． ．	． ．	． ．	． ．

(注) 「従事する業務の内容」欄には、具体的な研究内容等を記載すること。

様式第12号（用紙　日本産業規格A4縦型）

請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、　　年　月　日付け　　第　号により補助金の交付の確定を受けた企業立地事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年　　月　　日

伊豆の国市長　宛

所 在 地

名 称

代表者名

㊞

電話番号

担当者名

口座振替先金融機関名

口座種別

口座番号

口座名義